

埼玉県後期高齢者医療広域連合処分基準

平成22年3月

不利益処分事項一覧

整理番号	所管課	根拠法令・条項	不利益処分	備考
1	総務課	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第67条	不正の手段により開示を受けた者に対する過料処分	
2	保険料課	高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項から第7項まで	被保険者証の返還請求	
3	保険料課	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第25条	虚偽の届出等に対する過料処分	
4	保険料課	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第26条	被保険者証の返還の求めに応じない者に対する過料処分	
5	保険料課	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第27条	文書等提出命令違反に対する過料処分	
6	保険料課	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第28条	不正の手段により一部負担金等の徴収を免れた者に対する過料処分	
7	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項	保険給付が第三者の行為によって生じた場合の損害賠償請求	
8	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第59条第1項	不正の行為により保険給付を受けた者への不当利得の徴収	
9	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第59条第2項	診断書虚偽記載による医師への連帯納付命令	
10	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第59条第3項	偽りその他の行為によって得た給付の不正利得に対する徴収	
11	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第67条第2項	一部負担金不払に対する処分	
12	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第87条	犯罪行為等による療養給付の制限	
13	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第88条	闘争等による療養給付の制限	

不利益処分事項一覧

14	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第89条	刑事施設等への拘禁による療養給付の制限	
15	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第90条	療養の指示の不服従者への療養給付の制限	
16	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第91条	文書提出命令等の不服従者への療養給付の制限	
17	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第92条	保険給付の全部又は一部の支払いの差止め	

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：総務課 整理番号： 1

不利益処分の 内 容	不正の手段により開示を受けた者に対する過料処分
根 拠 条 項	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 67 条
関 係 条 項	
処 分 基 準	<p>1 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>2 「偽りその他不正の手段」とは、偽造し、又は盗用した身分を証する書類を用いる等不正な行為により本人であることを誤認させること等を指す。</p> <p>3 「過料」とは、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰であり、刑罰とは異なる。</p>
参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定 (平成 年 月 日 最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：保険料課 整理番号： 2

不利益処分の 内	被保険者証の返還請求	
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項から第7項まで	
処 分 基 準	関係条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第4条 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第13条から第16条まで、第17条第2項、第17条の2及び第18条 ・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合被保険者資格証明書交付等に関する要綱
	基準 (未設定の 場合は その理由)	<p>次の1から4までに掲げる規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 高齢者の医療の確保に関する法律</p> <p>4 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる被保険者を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>5 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する被保険者に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>6 前二項の規定により被保険者証の返還を求められた被保険者は、後期高齢者医療広域連合に当該被保険者証を返還しなければならない</p> <p>7 前項の規定により被保険者が被保険者証を返還したときは、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者に対し、被保険者資格証明書を交付する。</p> <p>8 後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が滞納している保険料を完納したとき、又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該被保険者に対し、被保険者証を交付する。</p> <p>（裏面に続く）</p>
	参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年5月20日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知（保高発第0520001号）「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について」
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定（平成 年 月 日最終変更）

処
分
基
準

基 準
(未設定の
場合は
その理由)

(裏面)

2 高齢者の医療の確保に関する法律施行令
(法第54条第4項に規定する政令で定める特別の事情)

第4条 法第54条第4項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

- 1 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主(以下この条において「滞納被保険者等」という。)がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- 2 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 3 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 4 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 5 前各号に類する事由があったこと。

(法第54条第8項に規定する政令で定める特別の事情)

第5条 法第54条第8項に規定する政令で定める特別の事情は、被保険者が滞納している保険料につきその額が著しく減少したこと又は前条に定める事情とする。

3 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則
(法第54条第4項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第13条 法第54条第4項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第63条の3の2第1項又は第2項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第24条の20第1項に規定する障害児施設医療費の支給
- 2 予防接種法(昭和23年法律第68号)第12条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給
- 3 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 5 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 6 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
- 7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
- 8 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第4条第1項の医療費の支給
- 8の2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(平成21年法律第98号)第4条第1号の医療費の支給
- 9 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第108号)第3条又は第4条の医療費の支給
- 10 令第14条第6項の規定による高額療養費の支給
- 11 国民健康保険法施行規則第5条の5第12号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(別紙に続く)

(「被保険者証の返還請求」別紙)

(法第 54 条第 4 項の厚生労働省令で定める期間)

第 14 条 法第 54 条第 4 項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。

(被保険者証の返還)

第 15 条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者に対し被保険者証の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該被保険者に通知しなければならない。

- 1 法第 54 条第 4 項又は第 5 項の規定により被保険者証の返還を求める旨
- 2 被保険者証の返還先及び返還期限
- 2 後期高齢者医療広域連合は、法第 54 条第 4 項又は第 5 項の規定により被保険者証の返還を求められている被保険者に係る被保険者証が第 20 条第 5 項の規定により無効となったときは、当該被保険者証が返還されたものとみなすことができる。

(特別の事情に関する届出)

第 16 条 被保険者は、後期高齢者医療広域連合から求めがあった場合において、令第 4 条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 1 被保険者証の番号
- 2 氏名
- 3 保険料を納付することができない理由
- 2 被保険者は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、令第 5 条に定める特別の事情(被保険者が滞納している保険料につきその額が著しく減少したことを除く。)があるときは、直ちに、前項各号に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。
- 3 後期高齢者医療広域連合は、必要に応じ、前二項の届書に、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。

(被保険者証及び被保険者資格証明書の交付)

第 17 条

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定にかかわらず、法第 54 条第 4 項又は第 5 項の規定により被保険者証を返還した被保険者(第 15 条第 2 項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた被保険者を含む。)に対し、様式第 3 号による被保険者資格証明書を交付しなければならない。

(被保険者資格証明書の返還)

第 18 条 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、その資格を喪失したとき又は法第 54 条第 8 項の規定により被保険者証の交付を受けたときは、速やかに、後期高齢者医療広域連合に被保険者資格証明書を返還しなければならない。

- 4 埼玉県後期高齢者医療広域連合被保険者資格証明書交付等に関する要綱(別紙参照)

埼玉県後期高齢者医療広域連合被保険者資格証明書交付等に関する要綱

平成21年7月28日

広域連合長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。
- (2) 施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）をいう。
- (3) 条例 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）をいう。
- (4) 広域連合 埼玉県後期高齢者医療広域連合をいう。
- (5) 公費負担医療給付 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他施行規則第13条各号に定める医療に関する給付をいう。
- (6) 被保険者証 法第54条第3項に規定する被保険者証をいう。
- (7) 資格証明書 法第54条第7項に規定する被保険者資格証明書をいう。
- (8) 短期被保険者証 施行規則第20条第2項の規定により、被保険者証の更新の期日について、通例定める期日より前の期日を定めた被保険者証をいう。
- (9) 保険料 法第104条第1項に規定する保険料をいう。
- (10) 納付相談等 保険料の納付に関する相談及び指導をいう。
- (11) 現役並み所得者 医療費等の自己負担割合が3割の者をいう。
- (12) 標準システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システムをいう。

(交付候補被保険者)

第3条 資格証明書の交付候補となる被保険者（以下「交付候補被保険者」という。）は、保険料の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料を納付していない被保険者のうち、現に短期被保険者証の交付を受けている現役並み所得者とする。

2 前項の規定は、現役並み所得者に該当しない場合であっても、当該被保険者の生活実態等から判断して容易に保険料を納めることができると認められる者は、交付候補被保険者として取り扱うものとする。

(交付対象外被保険者)

第4条 資格証明書の交付の対象外となる被保険者（以下「交付対象外被保険者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公費負担医療給付を受けることができる者
- (2) 条例の規定に基づく保険料の減免、徴収猶予又は法第69条第1項の規定に基づ

く一部負担金の減免等の適用を受けている者

- (3) 当該保険料に係る滞納処分の執行を停止された者
- (4) 保険料の滞納につき特別の事情があると認められる者

2 前項第1号の確認は、公簿等により確認できる場合を除き、当該被保険者からの公費負担医療受給に関する届書（様式第1号）により行うこととする。

（特別の事情）

第5条 前条第1項第4号に規定する特別の事情は、次の各号に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

- (1) 交付候補被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下「交付候補被保険者等」という。）の住宅、家財等の財産について、震災、風水害、火災等の災害により著しい損害を受け、又は相当な価額の盗難にあったこと。
- (2) 交付候補被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したことにより、交付候補被保険者等の保険料負担能力が著しく減少したこと。
- (3) 事業の廃止又は休止により、交付候補被保険者等の収入が著しく減少したこと。
- (4) 事業における著しい損失により、交付候補被保険者等の収入が著しく減少したこと。
- (5) 失業等により、交付候補被保険者等の収入が著しく減少したこと。
- (6) その他第1号から第5号に類する事由があったこと。

2 前項に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められるか否かについては、交付候補被保険者等の現在の収入、生活状況等を個々に具体的に把握した上で、被保険者が賦課されている保険料を現に負担する能力があるか否かという観点から判断するものとする。

3 入院又は継続的な通院により診療等を受けている、又は受ける予定のある被保険者については、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあると認められる場合には、第1項第6号により保険料を納付することができないと認められる特別の事情があるものとする。

（広域連合の市町村に対する通知）

第6条 広域連合は、交付候補被保険者を標準システムにより抽出し、その者に係る次の各号に掲げる事項を市町村に対し、通知するものとする。

- (1) 被保険者証の番号
- (2) 氏名
- (3) 交付対象外被保険者であることを広域連合において把握している場合は、その旨
- (4) その他必要な事項

（市町村における確認等）

第7条 市町村は、前条による通知が行われた場合には、速やかに当該通知に係る者の保険料の収納状況等及び交付対象外被保険者に該当しているか否か並びに当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する者であるか否かを確認し、その結果を広域連合に通知するものとする。

- (1) 納付相談等に向いて応じようとしない者

- (2) 納付相談等により取り決めた保険料納付方法を全く履行しない者
- (3) 意図的に滞納処分を免れようとするなど悪質な滞納者であると認められる者
(特別の事情等の認定)

第8条 広域連合は、交付候補被保険者に対し、後期高齢者医療の保険料の納付に係る特別の事情等に関する届書(様式第2号)の提出を求めるものとし、提出された当該届書の内容及び前条の通知に基づき、交付対象外被保険者に該当するか否かの認定を行うものとする。

(被保険者証の返還)

第9条 広域連合は、前条の規定により交付対象外被保険者に該当しないことが認定された交付候補被保険者のうち、第7条各号のいずれかに該当する者(資格証明書の交付を受けている者を除く。以下「交付対象被保険者」という。)に対し、被保険者証の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により被保険者に対し被保険者証の返還を求める場合においては、後期高齢者医療被保険者証の返還通知書(様式第3号)により、次の各号に掲げる事項を当該被保険者に通知するものとする。

- (1) 法第54条第4項の規定により被保険者証の返還を求める旨
- (2) 被保険者証の返還先及び返還期限

3 前項の規定により被保険者証の返還を求めた交付対象被保険者に係る被保険者証が返還期限までに返還されないときは、当該被保険者証は返還されたものとみなすものとする。

(被保険者証の返還に係る弁明の機会の付与)

第10条 広域連合は、交付対象被保険者に対し前条第2項の通知書を送付するに当たっては、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条の規定により、あらかじめ、弁明書の提出期限までに相当な期間において、次の各号に掲げる事項を記載した被保険者証の返還及び資格証明書の交付予定のお知らせ(様式第4号)及び後期高齢者医療弁明の機会の付与通知書(様式第5号)に、後期高齢者医療の保険料の納付に係る弁明書(様式第6号)を添えて、当該交付対象被保険者に通知するものとする。

- (1) 保険料の納期限から1年を経過するまでの間に納付されない保険料があり、納付されない場合、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することとなる旨
- (2) 被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付するに当たり、行政手続法の規定による弁明の機会を付与する旨
- (3) 行政手続法第30条各号に掲げる事項

2 広域連合は、交付対象被保険者からの弁明があった場合においては、当該弁明の内容に基づき、再度、当該交付対象被保険者について交付対象外被保険者に該当するか否かの認定を行うものとする。

3 その他弁明に関する手続は、行政手続法及び埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例(平成19年条例第14号)の規定によるものとする。

(資格証明書の交付)

第11条 広域連合は、第9条第1項の規定により交付対象被保険者が被保険者証を返還したとき又は同条第3項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされたときは、

当該交付対象被保険者に対し、資格証明書を交付するものとする。

- 2 資格証明書の交付時期は、原則として、短期被保険者証の更新時期とする。
- 3 資格証明書の有効期限は、原則として、被保険者証の通例の期限とする。
- 4 資格証明書の交付は、原則として、市町村の窓口等において手交により行うものとする。

(資格証明書交付措置の解除)

第12条 広域連合は、資格証明書の交付を受けている被保険者が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったときは、当該被保険者に被保険者証を交付するものとする。

- (1) 滞納している保険料を完納した場合
- (2) 納期限から1年を経過して滞納している保険料を納付した場合
- (3) 滞納額の著しい減少が認められる場合
- (4) 交付対象外被保険者に該当すると認められる場合

2 前項第3号に規定する滞納額の著しい減少の認定については、被保険者の収入、生活状況、滞納額等を個々に具体的に把握し、以降の保険料の収納計画等を被保険者とともに作成した上で行うものとする。

3 第1項の規定により被保険者に交付する被保険者証は、原則として、当該被保険者が同項第2号及び第3号に該当する場合を除き、通例定める被保険者証とする。

4 前項の規定による被保険者証の交付については、原則として、市町村の窓口等において手交するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

保高発第0520001号
平成21年5月20日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿
指定都市後期高齢者医療主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について

後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用について、下記のとおり留意点等をまとめたので、内容について御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）等に周知を図り、その適切な対応について御配慮願いたい。

記

第一 資格証明書の趣旨等

後期高齢者医療制度における保険料の収納の確保は、制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している若年世代の理解を得る観点からも極めて重要であることから、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び収納に当たる市町村においては、被保険者に対し、こうした趣旨を十分に説明して保険料の納付に対する理解が得られるよう最大限努めるとともに、より一層の効果的かつ効率的な収納対策を講じることが必要であること。

一方、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している被保険者については、より一層納付相談等の機会を確保し、適切な収納に結びつける必要があることから、後期高齢者医療制度においても、資格証明書を交付する仕組みを設けたものであること。

しかしながら、その運用については、機械的に行われることにより、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、制度の趣旨に留意しつつ適切に行う必要があること。

第二 資格証明書の運用等に係る留意点

1 保険料の収納対策について

保険料の収納の確保に当たっては、滞納の初期の段階からきめ細かな収納対策を行うことが不可欠であり、以下の事項に留意した上で、効果的かつ効率的な取組を行うこと。

(1) 滞納の初期の段階からのきめ細かな収納対策の実施

市町村においては、被保険者の収入、生活状況等に応じて次に掲げるようなきめ細かな取組を行い、適切な収納を図ること。

- ・ 文書による催告のみではなく、電話、臨戸訪問等による催告・納付相談を実施すること。なお、被保険者と連絡が取れない等の場合にあっては、民生委員、福祉・介護関係者等と連携し、被保険者の地域での生活状況等を把握した上で行うこと。
- ・ 被保険者の状況に応じて、保険料の分割納付、減免・徴収猶予制度についても十分に説明すること。
- ・ 保険料を滞納している被保険者については、他の社会保険料、税金、水道料金等も滞納している場合があることから、市町村内のこれらの徴収部門と情報を共有し、総合的な対策を実施すること。

(2) 納付計画の作成

市町村においては、保険料を直ちに支払うことが困難である被保険者について、その収入、生活状況等を十分に考慮した上で、保険料の分割納付、減免・徴収猶予等の活用を含めた納付計画を被保険者と共に作成し、適切な収納に結びつけること。

(3) 有効期限の短い被保険者証の活用

収納対策を効果的かつ効率的に行うためには、被保険者と接触して納付相談等の機会を増やすことが重要であることから、広域連合においては、有効期限の短い被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）の交付を繰り返し行うこと。

また、短期被保険者証の交付の趣旨に鑑み、その引渡しについては、原則として、市町村の窓口等において手交すること。

(4) 滞納処分の積極的な実施

市町村においては、きめ細かな収納対策を適切に行った上で、保険料の納付につき十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第113条の規定に基づく滞納処分を積極的に行うこと。

(5) 広域連合、都道府県及び市町村間の連携

広域連合においては、収納対策の内容等について、実際に収納に当たる市町村に単に委ねるのではなく、都道府県の協力の下に市町村間の調整を図り、区域内において整合性のとれた収納対策を実施することが重要であること。

このため、広域連合においては、年度ごとに、都道府県及び市町村と協議した上で、保険料の収納対策に係る具体的な実施計画を策定すること。

また、都道府県においては、広域連合及び市町村の収納対策の内容について十分把握した上で、必要な助言等を積極的に行うこと。

2 資格証明書の運用について

(1) 統一的な運用基準の整備

広域連合においては、保険料の収納を行う市町村と連携し、次の(2)から(6)までの内容を踏まえた統一的な運用基準を整備すること。

(2) 基本的な考え方

法第54条第4項から第7項までの規定に基づき、広域連合は、保険料を滞納している被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「規則」という。）第13条各号に定める給付を受けることができる被保険者を除く。）が、当該保険料の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第4条に定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付するものであること。

(3) 被保険者証の返還及び資格証明書の交付の対象外となる被保険者

次のア又はイに該当する被保険者については、被保険者証の返還及び資格証明書の交付を行わないこと。

ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他規則第13条各号に定める給付（次の①から⑨に掲げる給付）を受けすることができる被保険者

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第63条の3の2第1項又は第2項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第24条の20第1項に規定する障害児施設医療費の支給
- ② 予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給
- ③ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- ⑤ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- ⑥ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
- ⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の

負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

- ⑧ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第1項の医療費の支給
 - ⑨ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第3条又は第4条の医療費の支給
 - ⑩ 令第14条第4項の規定による高額療養費の支給
 - ⑪ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の助産の実施、同法第27条第1項第3号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第2項の指定医療機関への委託措置若しくは同法第33条の一時保護に係る医療の給付又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の2第2項第1号の医療の給付若しくは同項第2号の医療に要する費用の支給
 - ⑫ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第5項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付
 - ⑬ 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
 - ⑭ 昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
 - ⑮ 平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
 - ⑯ 平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給
 - ⑰ 平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給
 - ⑱ 平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給
 - ⑲ 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付
- イ 令第4条各号に掲げる事由（次の①から⑥に掲げる事由）により保険料を納付することができないと認められる被保険者
- ① 被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下「滞納被保険者等」という。）の住宅、家財等の財産について、震災、風水害、火災等の災害により著しい損害を受け、又は相当な価額の盗難にかかったこと
 - ② 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したことにより、滞納被保険者等の保険料負担能力が著しく減少したこと

- ③ 事業の廃止又は休止により、滞納被保険者等の収入が著しく減少したこと
- ④ 事業における著しい損失により、滞納被保険者等の収入が著しく減少したこと
- ⑤ 失業等により、滞納被保険者等の収入が著しく減少したこと
- ⑥ その他①から⑤に類する事由があったこと

上記の事由により保険料を納付することができないと認められるか否かについては、平成20年6月12日の政府・与党決定「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」(以下「政府・与党決定」という。)において、「資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する」とされたことから、滞納被保険者等の現在の収入、生活状況等を個々に具体的に把握した上で、被保険者が賦課されている保険料を現に負担する能力があるか否かという観点から適切に判断するものであること。

特に、入院又は継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のある被保険者については、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあると認められる場合には、上記の②に類する事由により特別の事情があると認めることが適当であること。なお、単に入院又は継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のあることのみをもって、当該特別の事情があると認められるものではないこと。

また、各広域連合においては、市町村と連携し、保険料の分割納付や条例の規定に基づく保険料の減免・徴収猶予を活用した収納対策を行っており、これらの措置の適用については、特別の事情と同様、災害等により現に保険料を納付することができないと認められることが要件となっていることから、これらの措置が適用されている被保険者については、原則として、その適用をもって特別の事情があると認めることが適当であること。

(4) 所得の少ない被保険者への対応

保険料の被保険者均等割額が軽減されている、高額療養費の低所得者Ⅰ又はⅡの区分に該当する等、所得の少ない被保険者については、仮に資格証明書を機械的に交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となる可能性がある。したがって、これらの被保険者については、政府・与党決定の趣旨を踏まえ、保険料の被保険者均等割額の7割、5割、2割の軽減措置や所得割額の5割の軽減措置に加え、平成21年度から、特に所得の少ない方に対する被保険者均等割額の9割の軽減措置も新たに講じられる中で、1に掲げる各般の収納対策を適切に講じるとともに、(3)に掲げる特別の事情の有無の判断を適切に行うこと等により、原則として、資格証明書の交付に至らないようにすること。

(5) 滞納被保険者等の収入・生活状況等の把握の徹底

資格証明書の運用に当たっては、被保険者について(3)のイの特別の事情の

有無を適切に判断することが必要であることから、1の保険料の収納対策において、滞納被保険者等の収入、生活状況等を個々に具体的に把握すること。

また、保険料の滞納が納期限から1年を経過した場合であっても、被保険者について、特別の事情の有無を直ちに判断できない場合にあつては、更に調査を行う、被保険者に対し特別の事情の届出を求める等、滞納被保険者等の収入、生活状況等を個々に具体的に把握すること。

(6) 資格証明書の趣旨及び仕組みの説明並びに弁明の機会の付与

被保険者について、1の収納対策を適切に行い、その収入、生活状況等を個々に具体的に把握し、特別の事情の有無を判断した結果、当該特別の事情がないと認められる場合には、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することとなるが、被保険者が資格証明書の趣旨、仕組み等について理解することのないまま行うことのないよう、あらかじめ、被保険者に対し、資格証明書の交付は保険料の納付相談の機会を確保するために行うものであること、資格証明書が交付された場合、医療機関等の窓口において、医療費の全額を一時的に負担することとなること等について十分に説明を行うとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会を付与すること。

(7) 窓口における被保険者証の返還の受付及び資格証明書の引渡し

資格証明書が保険料の納付相談の機会を確保するための仕組みであることから、被保険者証の返還の受付及び資格証明書の引渡しについては、原則として、市町村の窓口等において手交すること。

第三 その他

平成21年1月5日付け事務連絡「被保険者資格証明書の運用基準の設定及び交付検討事案の報告について」において依頼したとおり、各広域連合において第二の2の運用基準を作成した場合には、その内容について国に報告していただくとともに、今後、当分の間、資格証明書の交付を検討する事案が発生した場合には、あらかじめ、その事案の状況を所定の様式に記載の上、国に報告していただきたいこと。

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：保険料課 整理番号： 3

不利益処分の 内 容	虚偽の届出等に対する過料処分	
根 拠 条 項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 25 条	
処 分 基 準	関 係 条 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 29 条 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 54 条第 1 項及び第 2 項
	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>次の 1 及び 2 に掲げる規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 (罰則)</p> <p>第25条 被保険者が法第54条第1項の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第29条 第25条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律 (届出等)</p> <p>第 54 条 被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を後期高齢者医療広域連合に届け出なければならない。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する被保険者に代わって、当該被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定 (平成 年 月 日 最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：保険料課 整理番号： 4

不利益処分の 内 容	被保険者証の返還の求めに応じない者に対する過料処分
根 拠 条 項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 26 条
処 分 基 準	<p style="text-align: center;">関 係 条 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 29 条 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 54 条第 4 項及び第 5 項 <p style="text-align: center;">基 準 (未設定の 場合は その理由)</p> <p>次の 1 及び 2 に掲げる規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第 26 条 法第 54 条第 4 項又は第 5 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10 万円以下の過料を科する。 第 29 条 第 25 条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律第 54 条第 4 項及び第 5 項</p> <p>4 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる被保険者を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>5 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する被保険者に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。</p>
参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日 設定（平成 年 月 日 最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：保険料課 整理番号： 5

不利益処分の 内 容	文書等提出命令違反者に対する過料処分
根 拠 条 項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 27 条
処 分 基 準	<p style="text-align: center;">関 係 条 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 29 条 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 137 条 <p style="text-align: center;">基 準 (未設定の 場合は その理由)</p> <p>次の 1 及び 2 に掲げる規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第 27 条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由がなく法第 137 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。 第 29 条 第 25 条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律第 137 条 (被保険者等に関する調査) 第 137 条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p>
参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：保険料課 整理番号： 6

不利益処分の 内 容	不正の手段により一部負担金等の徴収を免れた者に対する過料処分
根 拠 条 項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 28 条
関 係 条 項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 29 条
処 分 基 準	<p>埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 28 条を基準とみなすことができる。</p> <p>第 28 条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第 4 章の規定による徴収金（広域連合が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第 29 条 第 25 条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。</p> <p style="text-align: center;">基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>
参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定 (平成 年 月 日 最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号： 7

不利益処分の内	保険給付が第三者の行為によって生じた場合の損害賠償請求
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項
関係条項	第 57 条第 2 項
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項を基準とみなすことができる。 (損害賠償請求権) 第 58 条 後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付（前条第 2 項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額（当該後期高齢者医療給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第 1 項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。</p> <p>2 第 57 条第 2 項の規定 2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する法令による給付が医療に関する現物給付である場合において、その給付に関し一部負担金の支払若しくは実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額を超えるとき、又は同項に規定する法令（介護保険法を除く。）による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給をすべきものとした場合における入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保険者に支給しなければならない</p>
参考事項	
設定等日 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号： 8

不利益処分の 内 容	不正の行為により保険給付を受けた者への不当利得の徴収								
根 拠 条 項	高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 1 項								
処 分 基 準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">関 係 条 項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基 準 (未設定の 場合は その理由)</td> <td> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 1 項を基準とみなすことができる。 (不正利得の徴収等)</p> <p>第 59 条 偽りその他不正の行為によって後期高齢者医療給付を受けた者があるときは、後期高齢者医療広域連合は、その者からその後期高齢者医療給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参 考 事 項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 定 等 年 月 日</td> <td>平成 2 2 年 3 月 2 5 日設定 (平成 年 月 日最終変更)</td> </tr> </table>	関 係 条 項		基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 1 項を基準とみなすことができる。 (不正利得の徴収等)</p> <p>第 59 条 偽りその他不正の行為によって後期高齢者医療給付を受けた者があるときは、後期高齢者医療広域連合は、その者からその後期高齢者医療給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	参 考 事 項		設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
関 係 条 項									
基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 1 項を基準とみなすことができる。 (不正利得の徴収等)</p> <p>第 59 条 偽りその他不正の行為によって後期高齢者医療給付を受けた者があるときは、後期高齢者医療広域連合は、その者からその後期高齢者医療給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p>								
参 考 事 項									
設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日設定 (平成 年 月 日最終変更)								

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号： 9

不利益処分の 内 容	診断書虚偽記載による医師への連帯納付命令	
根 拠 条 項	高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 2 項	
処 分 基 準	関 係 条 項	高齢者の医療の確保に関する法律第 78 条第 1 項
	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 2 項を基準とみなすことができる。</p> <p>2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は第 78 条第 1 項に規定する主治の医師が、後期高齢者医療広域連合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その後期高齢者医療給付が行われたものであるときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医又は主治の医師に対し、後期高齢者医療給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第 78 条第 1 項の規定 (訪問看護療養費)</p> <p>第 78 条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が指定訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある被保険者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、当該被保険者に対し、当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：10

不利益処分の 内 容	偽りその他の行為によって得た給付の不正利得に対する徴収	
根 拠 条 項	高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 3 項	
処 分 基 準	関 係 条 項	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第 88 条第 1 項 ・高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 5 項（第 75 条第 7 項、第 76 条第 6 項及び第 78 条第 8 項において準用する場合を含む。）
	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>1 高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 3 項を基準とみなすことができる。 第 59 条第 3 項の規定</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者（健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第 74 条第 5 項（第 75 条第 7 項、第 76 条第 6 項及び第 78 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>2 健康保険法第 88 条の規定 (訪問看護療養費)</p> <p>第 88 条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十五項 に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十六項 に規定する介護療養型医療施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。</p> <p style="text-align: right;">(裏面に続く)</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：11

不利益処分の 内	一部負担金不払に対する処分
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第67条第2項
関係条項	
処 分 基 準	<p>次の規定を基準とみなすことができる。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第67条第2項</p> <p>2 保険医療機関等は、前項の一部負担金（第69条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p> <p>参考 (一部負担金)</p> <p>第67条 第64条第3項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第70条第2項又は第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。</p> <p>1 次号に掲げる場合以外の場合 100分の10</p> <p>2 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合 100分の30</p>
参 考 事 項	
設 定 年 月 日	平成22年3月25日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：12

不利益処分の 内 容	犯罪行為等による療養給付の制限								
根 拠 条 項	高齢者の医療の確保に関する法律第 87 条								
処 分 基 準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">関 係 条 項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基 準 (未設定の 場合は その理由)</td> <td> 高齢者の医療の確保に関する法律第 87 条を基準とみなすことができる。 第 87 条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、 又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係 る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、 療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この款に において「療養の給付等」という。）は、行わない。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参 考 事 項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 定 等 年 月 日</td> <td>平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定（平成 年 月 日 最終変更）</td> </tr> </table>	関 係 条 項		基 準 (未設定の 場合は その理由)	高齢者の医療の確保に関する法律第 87 条を基準とみなすことができる。 第 87 条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、 又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係 る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、 療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この款に において「療養の給付等」という。）は、行わない。	参 考 事 項		設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定（平成 年 月 日 最終変更）
関 係 条 項									
基 準 (未設定の 場合は その理由)	高齢者の医療の確保に関する法律第 87 条を基準とみなすことができる。 第 87 条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、 又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係 る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、 療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この款に において「療養の給付等」という。）は、行わない。								
参 考 事 項									
設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定（平成 年 月 日 最終変更）								

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：13

不利益処分の 内 容	闘争等による療養給付の制限								
根 拠 条 項	高齢者の医療の確保に関する法律第88条								
処 分 基 準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">関 係 条 項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基 準 (未設定の 場合は その理由)</td> <td> 高齢者の医療の確保に関する法律第88条を基準とみなすことができる。 第88条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参 考 事 項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 定 等 年 月 日</td> <td>平成22年3月25日設定 (平成 年 月 日最終変更)</td> </tr> </table>	関 係 条 項		基 準 (未設定の 場合は その理由)	高齢者の医療の確保に関する法律第88条を基準とみなすことができる。 第88条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。	参 考 事 項		設 定 等 年 月 日	平成22年3月25日設定 (平成 年 月 日最終変更)
関 係 条 項									
基 準 (未設定の 場合は その理由)	高齢者の医療の確保に関する法律第88条を基準とみなすことができる。 第88条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。								
参 考 事 項									
設 定 等 年 月 日	平成22年3月25日設定 (平成 年 月 日最終変更)								

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：14

不利益処分の 内	刑事施設等への拘禁による療養給付の制限
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第89条
関係条項	
処 分 基 準	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第89条を基準とみなすことができる。 第89条 被保険者又は被保険者であつた者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合には、その期間に係る療養の給付等は、行わない。</p>
基 準	<p>高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 第 8 9 条 を 基 準 と み な す こ と が で き る。 第89条 被保険者又は被保険者であつた者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合には、その期間に係る療養の給付等は、行わない。</p>
参 考 事 項	
設 定 等 日	平成22年3月25日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：15

不利益処分の 内 容	療養の指示の不服従者への療養給付の制限
根 拠 条 項	高齢者の医療の確保に関する法律第90条
処 分 基 準	<p style="text-align: center;">関 係 条 項</p> <p style="text-align: center;">基 準</p> <p style="text-align: center;">(未設定の 場合は その理由)</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第90条を基準とみなすことができる。 第90条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者又は被保険者であつた者が、 正当な理由がなく療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部 を行わないことができる。</p>
参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成22年3月25日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：16

不利益処分の 内	文書提出命令等の不服従者への療養給付の制限
根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第91条
関係条項	高齢者の医療の確保に関する法律第60条
処 分 基 準	<p>1 高齢者の医療の確保に関する法律第91条を基準とみなすことができる。 第91条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付を受ける者が、正当な理由がなく第60条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>2 第60条の規定 (文書の提出等) 第60条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>
参 考 事 項	
設 定 等 日	平成22年3月25日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分に関する処分基準 個表

課名：給付課 整理番号：17

不利益処分の 内		保険給付の全部又は一部の支払いの差止め
根拠条項		高齢者の医療の確保に関する法律第92条
処 分 基 準	関係条項	高齢者の医療の確保に関する法律第54条第7項 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第72条
	基準 (未設定の 場合は その理由)	次の1から3までに掲げる規定を基準とみなすことができる。 1 第92条の規定 第92条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。 3 後期高齢者医療広域連合は、第54条第7項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者であって、前2項の規定による後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該被保険者に通知して、当該一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除することができる。 (裏面へ)
	参考事項	
	設 定 年 月 日	

